

Ⅲ 講評・考察

子ども・若者の自立支援における学習権修復の必要性 —人権保障の視点から—

宮 崎 秀 一（国立大学法人弘前大学教育学部教授）

はじめに

今日、日本の子ども・若者を取り巻く状況は様々な面で隘路に直面している。かつての家庭や地域社会の養育力の低下とそれに伴う問題行動や自立能力の欠如、少子化の進行による地域での同世代・異世代間交流の減少、他方では IT 技術の急速な進歩により、対人関係が希薄化し、結果としてコミュニケーション能力の低下を招く。「個・孤・小」空間での携帯やパソコンを通じたバーチャル世界や匿名交流への過度の依存は、気づかないうちに社会の中での孤立や隔絶に至るリスクをはらんでいる。

一方、戦後間もなく 70 年、ますます国際化が進む中、比較制度的視点からは、日本の 20 歳を基本とする成年法制は世界的に大きく遅れをとっている。周知のとおり、いわゆる憲法改正国民投票法（「日本国憲法の改正手続に関する法律」）制定を契機に、参政権および私法上の成人年齢の 18 歳引き下げ（具体的には公職選挙法、民法等の改正）が検討課題とされたが、国民世論は消極姿勢が強く¹⁾、棚上げ状態が続いている。

そして、本稿の核心テーマである就労・雇用に関する企業の経営方針および政府の雇用政策は、決して若者の安定的就業に向かっているとはいえない。現在の子ども・若者の抱える困難の中で最も喫緊な課題の一つである。

このように、子ども・若者をめぐる問題状況は、子どもと若者自身に原因があるわけではなく、むしろ大人社会の生み出したものといえる。この点を前提とするならば、現状を打開するには、子ども・若者の意識や行動に変化を期待する前に、現在の日本の社会の仕組みや関連施策と大人の意識の変革こそが求められていると考える。

1 青森県調査に見る若者の困難な状況と政府・自治体の責務

今回、県内で就労や経済的自立に関して何らかの困難を抱えている 10 代から 30 代の若者と保護者等へのアンケート調査が行われた。ここからは、本県でも予想以上に多くの若者が人生の進路が定まらず、または今置かれた状況の下で将来に悩みをもっていることが分かる²⁾。

今回の一般回答者 93 人中、65 人が全く就労しておらず、正社員・正職員身分にある者はわずか 5 人にすぎない（他は、派遣・契約社員 4 人、パート・アルバイトが 17 人である）。前者は若年無業者（いわゆるニート³⁾）であり、後者の 5 名以外は非正規労働者（一部がフリーターと称される）である。彼らがこの状況に甘んじている訳ではないことは、上記 5 名の正社員以外の者で、「今後の自分の進路について」の希望として、「働きたくない」との回答はわずか 2 名、逆に「正社員・正職員として働きたい」が 39 名、「進学したり資格をとったり技能・技術を身に付けたり、もっと自分を磨いてから働きたい」が 18

名あることからわかる。現状から脱却することへの強い願望が感じられる。

しかし、そうした意欲とは裏腹に、現実の社会構造は非正規労働者の比率を拡大させる方向にあるため、そうした希望は高ければ高いほど、かなえられる可能性は一層厳しいものとなり、現実との乖離は拡大する一方である。

この矛盾を解消するのは容易なことではないが、国ももはやこうした状況を等閑視できないところまで来たことを背景に、子ども・若者育成支援推進法（平成22年4月1日施行。以下、「子ども・若者支援法」）が制定されたのであろう。ただし、同法が定めた子ども・若者育成推進本部およびその策定する子ども・若者ビジョン（子ども・若者育成支援推進大綱）、その自治体レベルに相当する子ども・若者支援地域協議会および子ども・若者計画など（法8・9・19・26条）に実効性が伴うかどうかは、理念の核心をどこに置き、予算措置を含めて施策優先順位をどう位置づけるか、といった政府・自治体の「本気度」にかかっていると見てよい。

2 若者の就業雇用・生活自立問題における権利基盤型アプローチ

日々の生活に困難を抱える子ども・若者の深刻な状況は、もはや彼らの権利・人権にかかわる問題と捉えるべきではないだろうか。実際、子ども・若者支援法は、子ども・若者育成支援施策が「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり」（1条）推進されることを制定目的としている。すなわち、憲法および条約の理念を総合するならば、大人と同様、子ども・若者にも、①生存権（憲法25条）、②勤労権（27条）そしてそれを実現するための③学習権（26条）が保障されなければならない。いうまでもなく、「生きること」、「働くこと」、「学ぶこと」は相互補完的関係にある社会権的基本権の3本柱であるが、とりわけ、今日ニートと称される若者にはこれらが十全に保障されていない（または保障されてこなかった）とみることができる。

児童の権利に関する条約を各国の子ども関連施策に適用していく現実的方策として、国際的に提唱されているのが、権利基盤型アプローチ（rights-based approach）と呼ばれる考え方がある⁴⁾。子どもが何らかの課題を抱えている場合、その課題に対応する権利が保障されていないと認識し、その権利侵害状況から子どもを救済し、権利を回復するための措置が求められるという理解に立つものである。

このアプローチによれば、働くことができない状況とは働く権利が侵害されていることに等しく、自立した生活を送ることができない状況は、そうする権利が保障されていないのであり、義務教育段階での不登校や高校中退などは1人前の人間として成長するために学ぶ権利が侵されていることを意味する。

3 生存権・勤労権の基盤としての学習権保障

上記3つの権利の連関は、生存・生活するためにはその糧を得るために労働し、労働するためには教育を通じて知識・技能などを習得する必要がある、という目的→手段の関係にある。子ども・若者の成長段階に即して構成するならば、これとは逆順に、児童期以降

の教育・学習権→青年期からの労働・勤労権→生涯にわたる生存・生活権という循環になる⁵⁾であろう。

この連関が円滑に作用しないケースが、これまでいろいろな形の社会現象として現れた。かつての被差別部落出身の不就学児童が文字の読み書き能力欠如により就職困難であったり、就職後離職したりすることが代表的事例であろう。これは、いわゆる識字教室におけるボランティアの支援により、成人後に学習権が回復され、勤労権保障につながっていくという事例が多く見られたといわれる。

これに対し、義務教育機会は保障されても、いじめその他の理由により不登校に陥る事例が、今日的には増大している。もはや義務教育段階での不登校児童生徒はどの自治体においても一定割合で存在する。

一方、今や義務教育修了後の子どもは、ほぼ100%が高校進学を希望しながら、高校教育は義務教育ではないため、わずか2%前後の子どもがそこでの学習機会を享受できない⁶⁾。さらに、相当数の長欠・不登校と中途退学した高校生が学習権保障を欠いた状況に置かれている。

学校教育の特質の1つが、集団的・組織的教育活動にあり、そのことが社会人として一般市民としての資質を培うことはいままでのない。不登校、中退から再び学校に復帰することが叶うならば、その後の経済的・社会的自立の点でも期待できるであろう。しかし、こうした状況に陥った子どもには、障害を抱えた子どもに特別支援教育を保障することと同様に、そのニーズに応じた学習機会を保障しなければならない。

義務教育レベルでの不登校には、教育行政の条件整備対応として提供される「適応指導教室」が全国各地で設置されており、高校生も含め民間のフリースペースやフリースクールが不登校児童生徒の受け皿として果たす役割も大きい。大都市部の一部では、就学年齢を超えた年代を対象として夜間中学（夜間学級）が開設されている。概して前者は名称が示すように、目標は本来の学籍のある小中学校に復帰できるよう適応力を身につけることの指導にあるといつてよい。後者は必ずしも本籍校への復帰を前提とせず、比較的個々人の状況に応じ、柔軟なプログラム設定となる傾向が見られる。

不登校や高校中退により学習権保障が中断された者も、自身の努力とオルターナティブな学習機会を活用することで学びを回復し、上級学校への進学や就業に至る例は少なくない。一方、不登校のまま形式的に義務教育期間を終了し、または高校を中退したのち何ら学びの機会を得られない場合は、ひきこもりやニートに陥るケースが多い。

このように、現代においては、子ども・若者にとって、学習権保障は将来の勤労権、生存権の土台形成に必要不可欠でありながら、その保障内容については、不登校などの事情によって別な形態を選択し得る。すなわち、学校という公教育の場を基本としつつも、それに準ずる多様な学習機会の中から自己に最も適合するものを利用することが保障されるのである。これは、教育・学習に関する社会権的人権の側面（憲法26条）に内在している自由権的人権の要素（憲法23条に基づく「学問・学習の自由」）が顕在化したものということができるであろう。

4 個別ニーズに応じた成長・発達・学習権の遡及的保障

今回調査回答者を学歴別区分で見ると、義務教育のみの修了者は比較的少数（一般回答者7名と高校中退21名）にとどまっている。しかし、本県で今回調査に表れなかった多くの中学卒業者と高校中退者が存在する（平成23年度の高校中退者は減少傾向にあるが583名）。

不登校への対応は適応指導教室が主であり、高校中退者を含めフリースクールなど民間機関はきわめて稀と思われる。今回の調査でも、学習面での支援を行う民間支援機関として回答があったのは、3か所にとどまる⁷⁾。不登校児童生徒によっては適応指導教室にも通所が困難なケースがあり、民間機関はそうした子どもが頼れる第3の居場所となりうる。一例として、筆者は東京のフリースクール「東京シューレ」と、川崎市のフリースペース「えん」⁸⁾を見学したことがあるが、そこにおける子どもの主体性尊重の理念に基づく運営・活動の特長もさることながら、教育委員会設置の適応指導教室との間で選択できるという点をうらやましく感じた。

本県にある3つの施設について、直接訪問する機会を得ていないのは残念であるが、今回調査票への回答には上記首都圏の著名な施設に劣らない志をもって発足し、運営に当たっておられるように感じた。「『不登校』『ひきこもり』などと呼ばれる人たちに『居場所』を提供することを眼目に活動」し「利用者の自己肯定感を伸ばすことを念頭に運営」してきた（いろいろなはぐくみの会）とあるように、子ども・若者に寄り添い、彼らを権利主体として尊重する姿勢は、高い人権感覚に裏打ちされたものといえる。

具体的事業内容としても、①「不登校・高校中退・ひきこもり・精神疾患・発達障害についての相談支援」や「ニート支援」として「学習サポート、家族交流会の開催、訪問サポート、当事者の居場所（体験活動）、講演会事業、講演会の活動、コーディネート活動、相談（電話・面談・手紙・メール）」（学習サークル「サンハウス」）、②「不登校のこどもたち、引きこもりの若者たちに対する親からの相談、集団での居場所の設置で当事者同士が会話して、悩みを共有し、互いにアドバイスし合う」（若者のE-KU-KAN）、③「ゲームを楽しんだり、のんびりと話を聞きあったり、時にはお互いの悩みを打ち明けたりして時間を過ごしていました。」（いろいろなはぐくみの会）と回答されている。3施設とも、子ども・若者と保護者の相談業務を受けつつ、当事者のための「居場所」としての機能も併せもたせていることがわかる。

限られた3施設の実践の中に見られる学校との違いは、「一斉よりは個別」を原則とする当事者への対応である。個々人の背景と現状を把握し、その成育歴から不足している発達面を自ら回復できるよう支援するというスタンスを看取できる。「育て直し」という言葉があるが、年齢からしても、むしろ本人が、遡って「育ち直し」することを側面援助する、という言い方が適切であろう。おそらく、適応指導教室においても、同様の姿勢が基本とされているものと推察される。

5 高校中退問題と高校教育の今後 ―自立した市民・職業人の育成―

高校全入時代を迎えて久しく、企業の社員採用も最終学歴としては、少なくとも高校卒業以上を求めるのが常識化している。高校中退が大きなハンディキャップとなることは否めない⁹⁾。これは、自ら努力して払拭することは十分可能である。定時制、通信制の高校は仕事をしながら在籍でき、中退者が過去に修得した単位は認定され、残る必要単位を取得すれば卒業要件を満たすことができる。そのような人のためのサポートがあってもよいと思う¹⁰⁾。

しかしながら、高校教育が直面する課題は、そもそも毎年何万人という中退者を生まないためにはどうするかである。根本的解決は高校教育を含む学校体系と義務教育の関係、入試システムなど制度上の改革に行きつかざるを得ない¹¹⁾。本稿では、現行制度の枠組の下で、子ども・若者の学習権保障の視点から最小限、高校中退の回避を可能とする方策を考えてみたい。

本調査で「日常生活や就職活動に関して、悩んだり困っていること」への回答の最多は「人とのコミュニケーションがとれない」となっている（一般回答72人の約半数の35人）。コミュニケーション能力育成は、高校教育3年間に限定されるものではないが、成人に近づく高校卒業時までには、思考力、判断力とともに表現力の基礎が完成することが期待される。これはまさしく就学前から小中高校まで一貫してめざしている「生きる力」¹²⁾の最も主要な要素である。それを欠く結果として「面接がうまくいかない」（一般回答17人）ケースが多いのはうなずける。

そのような状況に鑑みると、高校教育においてもキャリア教育の一層の充実が求められる。ただ、必要なのは現在もよくある形式的な挨拶訓練やマナー講座ではなく、高校教育の全カリキュラムを通じ、各教科内容を土台に、自立した社会人としての資質と将来の職業人として職業観形成と職業技術を身につけることにあるといつてよい。コミュニケーション能力育成は、このプログラムの全体を通じて行われるべきである。ちなみに、大学進学者が多い高校においてこの種のプログラムが不要ということはない。コミュニケーション能力の欠如は大学生にも及んでおり、企業等の採用時期が多少ずれているだけである。今回の調査でも一定数の大学卒業歴を持つ人も困難を抱える対象者に含まれている（一般回答者の4分の1に当たる18人）。大学新卒者の中でもしばしば、アイデンティティが確立していない、逆に自己顕示欲が過剰である、などが原因とみられる不採用事例が散見される。

具体的学習内容としては、他者と交流する機会を徐々に増やすため、例えば、ボランティア活動など、学校外のフィールドにおいて、学校構成員以外の人々との交流が含まれる活動、多様な職場を見学したのち、実際に職場実習を行うことで、採用後の中途離職の問題なども軽減されるものと思う。

おわりに

いわゆるニートやフリーターに対応する政府レベルの施策としては、内閣府による「子

ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者ビジョン）」が平成22年度策定され、また厚生労働省からは、生活困窮者のための「生活支援戦略」（24年9月）の中で「貧困の連鎖」防止策として若者の就労・自立促進施策が公表されている。ニートやひきこもりの子ども・若者の勤労権保障に関連した就労支援の在り方については紙幅の関係で触れることができなかったが、若い世代の非正規雇用・失業問題は、将来的に生活保護受給者の増加による社会保障制度の脆弱化、貧困の連鎖を惹起するなど、影響はより深刻かつ直接的に生存権に及ぶ。

すでに自治体によっては、不登校、高校中退者その他若年無業者の学習権保障にかかわる支援施策や勤労権保障のための就労支援施策に取り組んでいる例¹³⁾がある。本県においても、それら先進的事例に学びつつ、地域の子ども・若者の実態に即した支援策を打ち出していくことを期待したい。

註

- 1) これら世論調査以上に、筆者自身、「当事者」である18歳～20代前半の世代が18歳成年制に対する見解が押し並べて消極的であることに接している。
- 2) 本調査の回答者93名中、10代の高校中退者21名を中退回答者、それ以外の回答者72名を一般回答者と称する。ただ、本調査は、平成19年度「就業構造基本調査」（総務省）による本県の若年無業者（15～34歳）8,500人に比較すると低い回収率にとどまっており、回答者の属性に偏りを感じる部分もある（たとえば学歴に関してみると、一般回答者72名中、高校中退者3名に対し高校卒9名、短大・専修学校卒19名、大学・大学院卒18名が含まれる。就業支援を希望する者の実相を反映したものでどうかは疑問の余地がある。本稿ではこの点で調査結果自体の綿密・的確な分析は困難であると判断し、設定テーマとの関連で個別に言及するに留める。
- 3) 子ども・若者育成支援推進法においては、ニートに相当する者を「修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者・・・であって社会生活を円滑に営む上での困難を有するもの」（2条7号）と定義している。
- 4) 子どもの権利条約の締約国の施行状況に対する国連・子どもの権利委員会勧告における「子どもの権利基盤型アプローチ」の援用については、荒牧重人『「子どもにやさしいまち」づくりの視点と課題」、喜多明人ほか編著『子どもにやさしいまちづくり—自治体子ども施策の現在とこれから—』9-10頁、日本評論社、2004年、など参照。
- 5) 教育・学習権の内実は職業準備教育にとどまるものでなく、究極的には「人格の完成」（教育基本法1条）、すなわち人間として全面的な発達をめざすものであることはいうまでもない。ここでは、その中の職業人としての成長という側面に関して論じている。
- 6) 私見では、むしろ小学校から高校まで9カ年を、いくつかの欧米諸国と同様、義務教育に繰り入れ、無償とすべきと考える。ただ、高校教育は年齢主義をとらず、中学校卒業後、就学時期を選択できることとする余地はある。なお、義務教育制度下で義務を負うのは、親の教育義務（一般には就学義務）、自治体の設置義務など大人側であり、子ども自身は教育を受ける権利主体である（憲法26条、教育

基本法4・5条)。

- 7) ①学習サークル「サンハウス」、②若者のE-KU-KAN (不登校・引きこもりを考える親の会)、③いろいろなはぐくみの会、の3つはともに八戸地区にある (③は活動休止中)。
- 8) 設置の理念、活動内容、利用者の声などについて参照。『居場所とわたし—子ども・親・スタッフの声—』、NPO 法人フリースペースたまりば、2011年
- 9) 一時期学歴偏重主義の弊害が説かれ、学歴より実力が肝要であるという考えが提示された (学歴無用論)。学歴が中卒や高校中退であっても、自分の能力で有望な職業に就き経済的にも自立してたくましく生きることは最も称賛に値する生き方といえ (脱学校論、自己教育論)、今日の生涯学習社会の基礎理念として私見も基本的にこれと同じ見解である。
- 10) 中退後に復学した者は学校教育を離れてから一定期間を経過したことにより、中学校までに学んだ土台が損なわれていたり、学習習慣を喪失したりしている場合も少なくないであろう。教科指導者やクラス担任に加え、学習者の生活面を含めた個別の状況に応じて相談を受け助言するアドバイザーが活用できる体制が望まれる。
- 11) 日本の現行受験制度、広く教育システムが、所得階層による現在の格差を固定化するリスクを指摘したものと、橘木俊詔『日本の教育格差』岩波新書、2010年など参照。
- 12) 学習指導要領では高等学校の教育課程編成の方針として次のように規定する (下線は筆者)。
 「学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識および技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。」 (高等学校学習指導要領 第1章 総則 第1 教育課程編成の一般方針より、一部抜粋)
- 13) 札幌市若者支援総合センターによる「中学校卒業等進路支援事業」は、市立中学・高等学校および市教委生涯学習推進課との連携により、高校中退者または進路未定者への家庭訪問や学習支援を行っている。横浜市では、市立定時制高校や総合高校へのキャリアカウンセラー派遣による個別相談、グループワークの実施、職場体験開催、卒業後の居場所確保などを行っている。
 (厚生労働省 「生活支援戦略」中間まとめ 基礎資料より
<http://www.nga.gr.jp/news/5qeuyhqayhwahw.pdf>)

社会教育における若者支援の動向と今後の課題 ーキャリア形成との関わりを中心にー

石 橋 修（青森大学社会学部教授）

はじめに

本稿は若者支援における社会教育の役割と可能性を探るものであるが、主に就労支援にリンクするキャリア形成の観点から、今回の「若者自立支援のための実態把握調査」を踏まえ検討するものである。紙幅の関係もあり、調査の全体を詳細に考察することは別の機会に譲り、キャリア形成に関わる部分に絞って「感想」という形で言及してみたい。

まず、若者を生涯発達の視点で支援するには、「個我」「自我」「社会的自我」「他我」といった、①「我」の成長と変化、②労働の哲学的側面の教育的支援、つまり「働くこと」の考え方や学習の変化、③「就労」のとらえ方（社会政策的側面）の考察が必要となる。

今日、個々の成長過程にみられる自我の形成と変化の理解、キャリア教育・職業教育によって獲得される労働の意味と技能の習得、就労斡旋と継続的支援の政策活動等が展開されているが、個々の就労支援に追われ、必ずしも統合的な支援組織や枠組みが十分に機能しているとは言えない。そのためにも、今回の調査から得られる貴重な示唆から多くを学びたい。

1 本調査にみるキャリア支援の実態

今回の、若者本人を対象とした調査結果（A調査）の「高校（全日制）中退」「高校（定時制）中退」を選んだ人に学年及び学科について聞いた項目では、「1年生」が57.9%と最も多く、「2年生」が31.6%となっている。その中退理由は「人間関係がうまくいかなかったから」が31.6%、「欠席や欠時がたまって進級できそうもなかったから」「勉強がわからなかったから」がともに21.1%、「第1志望の高校ではなかったから」が15.8%の順になっている。また、中退後の進路や日常生活を送るうえで、どのような情報を知っていたらよかったと思うかの問いには、「精神的に不安定になった時に相談する方法」が26.4%、「仕事で困った時に相談する方法」が21.1%となっている。

さらに、今後の自分の進路について「契約社員や派遣社員として働いている」「パート・アルバイトとして働いている」と回答した人への質問では、「正社員、正職員として働きたい」が45.3%と最も多く、「進学したり資格をとったり技能・技術を身に付けたり、もっと自分を磨いてから働きたい」が20.9%であった。現在働いていないが、働きたい・進学したり資格をとったりしたいと思う人が多数いることが伺える。

高校中退問題は、高学歴社会における低学歴問題と関連する象徴的な現象であり、背景には家庭の貧困や自立するのに必要な援助を親から得ることができないことも多い。また、親に代わる社会的な支援の環境が未整備な場合、高度化社会に対応できず、社会に出ても、挫折し失敗体験を重ねるケースが想定される。調査でも示されるように、教育・訓練機会

に恵まれずに、キャリアを形成することができないことに繋がる。内閣府の高校中退者対象の意識調査（平成23年3月）でも、「会社などでの職場実習の機会や読み書き計算などの基礎的な学習への支援」が必要との結果がでている。

アルバイト等の不安定な就労から脱してキャリア形成する道筋がないことや、中退後の職業上の研鑽機会が不足している点からは、学卒と安定雇用の繋がりや、就職活動困難者に対する在学中からゆるやかに社会へとつなぐ仕掛けが要請されよう。後期中等教育の必要性を職場の確保や、その後の就業や離職との関連での最低限要件と捉えるなら、いわば「置き去り層への学力問題」として認識する必要がある。

これらに関連し、「いま、あなたが日常生活や就職活動に関して、悩んだり困っていることはありますか。また、それはどんなことですか」（複数回答）の問いには、「人とのコミュニケーションがうまくとれない」が43.0%、「希望する職種に求人がない（少ない）」が34.4%、「なかなか採用されない」が32.3%、「金銭的に生活にゆとりがない」が30.1%の順になっている。

また、「現在の状態になったきっかけは何か」（複数回答）では、「ほとんど毎日外出し、家族以外の人との交流がある」「週に3～4日外出し、家族以外の人との交流もある」以外の人々の回答は、「就職活動がうまくいかなかった」が33.3%、「世の中に絶望した」が28.9%、「小・中・高校時代の不登校」が24.4%となっている。

さらに、相談機能との関連で、「日常生活や就職活動に関する悩みなどを、どのような相談機関に相談したことがありますか」（複数回答）では、「ハローワーク・公共職業安定所」が46.2%で最も多く、「ジョブカフェ（若年者就職支援センター）」が38.7%、「若者サポートステーション」が19.4%の順である。NPOやフリースクールなどの民間機関は、絶対数の問題もあるのか2.2%であった。

一方、公的相談機関対象の調査集計では、直接・間接にキャリア形成に関連する相談内容や相談状況、相談対応上の課題がクローズアップされている。各機関により対象目的別の特色があり、県教育庁学校教育課の「あたたかテレホン」「いじめ相談電話24」では、いじめ、不登校、学校との関係、友人関係、学業に関する事など、相談内容は多岐にわたる。なかには、キャリア形成に直接関与する青森県若者サポートステーションのように、ニート状態にいる若年者への職業的自立支援、卒業後の自立について、再就職について等を扱うものもある。ハローワークヤングプラザでは、職業相談や紹介、職業訓練相談、を電話、来室、訪問で対応している。青森県立精神保健福祉センターの就労支援のように、ひきこもりケースの就労に関する相談機関としての機能、ケース検討による雇用の支援が展開されている。また、就労に必要な社会的スキルの乏しさも同センターから指摘されている。

上記以外の、相談者の状況についての回答では、県警本部のヤングテレホン・ヤングメールのように、周囲に心を開いて相談できる友人、家庭等がなく、切羽詰まって連絡してくる少年が多いとの指摘もあり、特に若者はメールで相談する傾向があるとのことである。

加えて、親自身も周囲から孤立しており、相談相手がいないような印象を受けると回答

している。さらに、青森市少年指導室からは、対人・親子間のコミュニケーションの不足や居場所・学習支援を望む回答内容があった。

また、相談への対応にあたり、課題となることについては、相談者のスキルアップ研修の充実を求める声や（県総合社会教育センター家庭教育相談「ふれあいテレホン」）、障害のある若者に対する就労支援策が乏しいとの意見（県児童相談所）も見られる。仕組み作りにも関連する回答としては、対応の一貫性を保持するため、連携上、コーディネーターの役割を担う機関を明確にする必要がある（県立精神保健福祉センター）との指摘や、関係支援機関の窓口が一か所にあるか、あるいはそれらの機関が、自らの窓口とみなす受け入れ窓口があれば利用者の利便が高まるという提案もみられた。生活保護受給家庭の対象者に対する就労支援の必要（青森県若者サポートステーション）も、ニート状態の若年者への就労情報提供と同様に看過できない課題であろう。

最後に、自由選択記述の中に、「人手が足りないボランティア機関と連携して、若者に人の役に立つ喜びを学ばせる機会があれば良い（参加従事）。赤い羽根募金とか。仕事に対する意欲向上につながると思う」という前向きな意見が見られたことにも言及しておきたい。

2 若者支援の基盤体制づくりと留意点

上述したように、今回の調査結果の一端から見えてくる教育的課題としては、①「置き去り層」の学校段階での把握（学校との連携）、②教育・福祉・精神保健・就労の点から生活を包括的にみるアプローチ、③中退対応の支援、④学校から地域の中間的場を通して、雇用に繋げる支援等がある。これらのことを、コミュニティにおける重層的な支援ネットワークの中で機能させることが求められる。

元来、社会教育におけるノンフォーマルな学習が、自己効力感が低下しているといわれる若者の生きる自信や動機づくりに有効であることを考慮し、コミュニティを活用し、若者の労働や社会参加の観点から、学び直しや就労への訓練や社会参加を促進させる方法が重要視されよう。今回の調査のニーズにも合致する対応が要請される中、国内外の自治体や活動実践例でも、段階を踏みながら徐々にステップアップして就労（定着支援）に至る仕組みがみられる。北欧のワークショップや生産学校でも早期離職者や、家庭問題、学力やメンタル面に問題を抱えた若者を対象とした具体例が報告されている。活動による社会参加→就労というプロセスを重視し、困難を抱える若者の自立支援を展開する手法である。

従って、基礎学力の養成についても、リアルな活動とセットで展開し、職業教育の手法も、社会の生産活動への、緩やかでリアルな参加の機会となるように配慮されたものとなっている。働くための準備や訓練の場としての、中間的な労働市場は社会参加としての意味を有し、学校・家庭・労働の媒介項としての社会が重要となる。

関連する具体事例をみると、近年、子どもの権利条例を策定した札幌市の「学び直しのサポート体制づくり」の推進や、横浜市の中間的就労を位置づけた就労支援体制、高校中退者情報を地域サポートステーションにつなぐシステム、学校と地域サポートステーションを効果的につなぎ、切れ目のないサポート体制を維持している高知県生涯学習課実

施の「若者はばたけネット」、ニートやフリーター等の就労支援に関連する「宇奈月自立塾」等の実践がある。宇奈月自立塾は、長期欠席児生徒対象の長期宿泊型での支援実施取組であり、個々人のニーズに即し「自立支援プログラム」や「学習支援プログラム」を展開する事例である。

また、後述する国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの実践事例では、示唆的な事例として、「ゆーすびあ職セミナー」（国立大雪青少年交流の家）が紹介されているが、青少年や困難を抱える若者を対象に青少年教育施設の利点を生かし、町内の企業や農業経営者の協力を得て、ホームステイを含めた1週間の職業体験プログラムを展開するものである。関係機関と連携した取組では、①若者が徐々に自信を持ち、他者への信頼感を獲得し、以前と比べ他者とのコミュニケーションが可能になったこと、②これまで交流のない関係機関や関係施設職員がつながり、新たな事業も立ち上がるなど、関係機関・団体をつなげることもできた等の成果がみられている。

NPO関係では、ニート・フリーター等の就労支援として、「NPO法人とちぎ教育ネットワーク」の取組も興味深い。就労支援を必要とする若者の自立には段階があると考え、それぞれの段階の若者に応じることができる多様な訓練や就労の場を、地域との連携、関連機関とのネットワークにより作り出している事例である。その「仕事トレーニングプログラム」では、他者や地域に役立つと感じるやりがいのある仕事が職業意欲や継続力を生むと考え、「テープ起こし」や「野菜直売」など様々な仕事を作り、体験する内容となっている。

次に、若者支援と社会教育との関連を確認するために、若者支援に関わる行政の動向を踏まえたうえで支援の可能性や有効性を考えてみたい。総務省の「労働力調査」にみられるように、若者の非正規の雇用者比率や失業率は深刻な状況である。加えて、ニートやひきこもりなど支援が必要な若者の存在が顕在化し、社会的・職業的自立が求められている。

そもそも、若者にとり自己実現のひとつが「働く」ことであり、「職業・仕事」は、個々人を社会とつないで自己実現をはかる方法、手段でもある。確かに今日では働き方は多様化し、若者にとり社会的自立を果たすことが難しい社会の経済状況、就職難が存在する。

前述したように、学校でのつまずきによる中退や学校卒業後の職業選択や職業開始段階での不適応、中途退職から自分を見いだせないこと等、様々な要因が想定されるが、社会を取り巻く環境に翻弄される若者へのキャリア形成を、学校のみならず地域・家庭・職場で行われる教育も含め、生涯学習の観点からアプローチする各自治体の動きが見られている。

国レベルの政策としても、平成21年に「子ども・若者育成支援推進法」、翌年に「子ども・若者ビジョン」を策定し、内閣府も文科・厚生労働・経済産業省等との連携で、施策推進している。教育面でも、平成23年1月の中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」の答申後、キャリア教育・職業教育の充実が提言され、生涯学習の観点に立脚したキャリア形成支援の必要性が強調されてきた。

就中、社会教育行政による若者就労支援では、平成18年から「公民館等におけるニー

ト支援モデル事業」の委嘱や各自治体の地域特性を反映した実践もみられた。この若者支援は、文部科学省の25年度予算概算要求「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」区分の具体的内容である「公民館を中心とした社会教育活性化プログラム（新規）」にも踏襲されている。

その前提として、日本戦略会議（平成24年）で示された再生具体策（「生活・雇用戦略」や「人材育成戦略」等）があり、社会を通しての取組みが想定されたものである。そこでは、先進的取組が地域において定着するまでのプロセスも研究されるべきであり、定着までの段階的な計画の実施が必要とされている。その中の、「若者の自立・社会支援プログラム」では、以下のように整理されている。

- ①地域若者サポートステーション等と連携し、地域に居住しているニートに対する積極的な居場所の提供と自立支援の取組み、学生の卒業時と就職前を連携する取組み、就職後に離職した者への就労支援の取組み。
- ②NPO等と連携し、ボランティア活動を通じ、社会参加を促すような仕組みを構築する取組み。
- ③学校教育への不適応や学校外での学習に困難を抱える中高生への学びの支援の取組み。
- ④専修学校、NPO、企業・福祉施設等が連携し、中高生等の擬似職場体験の機会の提供を通じた実践的な職業教育支援の取組み。

今後は、高校中退者へのアウトリーチ事業の推進を図り、学校との連携のもとに、進路未決定中退者をサポートステーションに確実につなげ、切れ目のない支援で早期自立・進路決定を促すことや、キャリア・コンサルタントによる訪問支援も想定できよう。また、ケースによっては、高校復学・高認試験受験支援、公的職業訓練者対象の職業能力向上の前提となる生活習慣改善やコミュニケーション能力アップ支援が必要と思われる。

3 社会教育における若者支援のアプローチ課題と方向性

ここで、「若者自立・挑戦プラン」（2003年）の策定以降の支援策を見る限り、日本における新自由主義の発展段階と不可分の関連があり、「市場原理段階」から「国家主導の開発主義」段階への移行や、「包摂型の社会」から「排除型社会」への移行に対応した、諸矛盾への対応という期待も含まれている。

確かに、様々な若者プランは教育・医療・児童福祉・少年司法等の個別対応施策が中心であった日本に、統合的・包括的若者政策の先鞭をつけたという意味において重要である。しかし、西欧先進国や北欧のような福祉国家型の土台がない日本の新自由主義的若者政策は、諸矛盾を深化させる可能性も内包しているのである。この点に関して、日本におけるニート・フリーター支援が、若者たちの「権利」よりも経済的活力への危惧や社会保障等の社会的コスト増大や制度的破綻への危機感から、社会的に同意されてきたという児美川孝一郎（法政大学）の指摘は正しい。

本来ならば、西欧先進国のように若者手当の給付と職業訓練を受けることや移行的な労働市場での就労を義務づける「ワークフェア」の論理を拡大する方向もあると思われる。

だが、就労して雇用保険に入っていない限り、失業手当も給付されない社会では、「義務」と「権利」のトレードオフが成立しない日本社会では事情が異なる。

また、若者の就労支援が困難を有するすべての若者に行きわたるべきであるが、現実には、ワンストップサービスのジョブカフェの利用者には、大学生や大卒社会人が多いという指摘もあり、困難を抱えた若者や、「社会的排除」の底辺層に支援情報が届いていないという可能性も高いであろう。

さらに、キャリア形成と社会教育の方向性に関連するものとしては、中央教育審議会「キャリア教育・職業教育特別部会」（2008年12月）の発足がある。キャリア教育と職業教育の併記がなされ、両者の関係が問われている。キャリア教育は、一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育と考えられるが、職業教育を含むものとして考えられる。確かに、一般的に両者の関係は、育成する側に立てば、社会人・職業人としての共通性や基盤をより重視し、社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力や態度の育成をめざすキャリア教育と、一定または特定の職業に従事するための知識、技能、能力や態度を育てる職業教育に整理される。争点として、「勤労観・職業間の育成」が核となるキャリア教育の枠組みに職業教育、職業能力開発をどう位置づけるかが浮上してきたといえるが、詳細の検討は別の機会に譲りたい。

また、若者の就労支援と社会教育行政の可能性を見るために、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター「若者の就労支援に資する地域の教育活動等の総合的な展開に関する調査研究報告書」を参考にしてみたい。この先行調査研究では、特徴的結果として①若者の就労支援には個別的、継続的支援が成功の鍵となること、②若者の就労支援には多様な情報提供と地域社会の特性を活かしたつながりが肝要であること、③若者の就労支援にはワーカーの情熱と能力発揮が必要であること、④公共社会のダイナミズムを感じさせる兆候があること等が示されている。

それを踏まえた、今後の社会教育行政や社会教育施設への示唆としては、大別して2つの視点を強調している。一つ目は、社会教育行政が「地域コミュニティを活用し、若者の社会参加を促進する場や自分自身を見つめ直す場」、そうした「学習機会や交流の場」をポジティブに提供する視点であり、さらには、様々な部署やNPOが就労支援や自立支援に取り組むにあたり、「専門機関等との連携コーディネート機能を果たす」ことであろうという視点である。この視点をふまえ、地域特性を考慮した、教育機能や教育資源の活用が期待されているのも当然の帰結と思われる。

おわりに

社会的課題としての若者就労支援は、学校教育におけるキャリア教育推進をもたらしただけでなく、社会教育の出番も用意する展開となっている。必然的に、就業の基盤となる生活習慣・技術の学びへの支援や、自由な居場所、親への支援、高校との連携等が要請され、行政運営スタイルの変容面では、能力と気力に溢れた市民やNPOの発見も求められ

ている。積極面では、就労支援を通して若者が社会教育の取組に参加し、様々なつながりを作るきっかけになることが期待でき、若者の就労支援を通じて形成された様々な連携・ネットワークが地域づくりにつながるメリットも考えられる。

そのためには、地域の社会教育活動と若者をつなぐための具体的方策が問われ、協働のコーディネーター機能構築や連携・協働に向けた条件整備を進める必要に迫られていると言えよう。今日の財政事情や若者の就労支援のスキームの再考に基づいた、若者の生涯を見通した就労支援システム構築が時代の要請である。

社会教育は、若者を地域で展開している社会教育事業へ接続させ、有効な連携・協働を創出する課題に直面しているのである。

子ども・若者の育ちの観点からの「自立支援」を考える

深 作 拓 郎（弘前大学生涯学習教育研究センター 講師）

1 はじめに

筆者は、これまで社会教育・学校外教育の観点から「子ども」（概ね18歳未満）研究に取り組んできた。そこでは、子どもを成長・発達の「主体」として積極的にとらえた「子育て」という視点に立ち、成長発達のための子ども自身への支援やそのための環境の整備や醸成を「子育て支援」とし、あえて「子育て」とは使い分けていることを最初に明示しておきたい。

今回のこの調査対象である15歳から39歳の「若者」とは対象年齢のズレが生じるが、成長・発達が接続していることを踏まえてコメントをしていくこととする。

2 子どもの成長・発達と「自立」の関係性

この調査の内容に触れる前に1点確認しておきたい。それは「若者」の自立をどう捉えるかという問題である。2000年代に入りメディア等で「ニート」あるいは「フリーター問題」が取り上げられ、この要因を若者の「勤労意欲の低下」などと若者側の意識や価値観の変化と位置付けて論じられている。しかしながら、それは新自由主義に基づく日本社会の経済情勢や雇用状況の変化に要因があると学術領域からの反論が明らかにされ、政府も対策を取りはじめたが、さらにその一方で、「キャリア教育」に代表されるように、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力量形成に力を入れているのが現実である。そこには、「自立＝正社員」という風潮を根付かせることにより、人口減少時代を迎え若者を労働力として活用することで国力の維持を目指そうとする意図があると言える。

もちろんキャリア教育すべてを否定しているわけではない。高校・大学への進学者が増え、その分社会に進出する時期の遅れは、学校から仕事に就くためのスムーズな移行のための何らかの「しかけ」が必要であり、そこにキャリア教育の重要性が存在するわけである。だが、子ども・若者の成長・発達は「職業に就く」ことだけを目標としているわけではなく、または他者や社会保障制度に依存せずに「生きていく」という一方向的なことでもない。他者や社会と「支えあい」ながら、社会の一員としてのそれぞれの状況に応じた役割を担えるようになることを目指すものなのである¹。つまり、子どもの成長発達を幅広い視野から捉えていくことが重要なのであり、これらの問題は、子ども・若者を取り巻く社会の変容をトータル的に捉えていかなければならないのではないだろうかと考えているのである。

3 子どもの成長・発達と「変容」 —人間関係に注目して—

社会の変容、とりわけ学校教育の長期化による「ライフサイクル」の変化は顕著である。

コールズは、若者には「学校から仕事への移行」「家庭生活上の移行」「住居の移行」の3つがあり、これらは相互に関連しているとしている。仮に大学・大学院進学となれば、ほかの2つにも影響が生ずるのだ。以前であれば、学校を修了して社会に出る頃に性体験をし、家を離れ、やがて結婚するというサイクルであったが、今日では、在学中に性体験を済ませ²、同棲・結婚をし、子どもが授かるのはその後というのもめずらしくない。その間、保護者への「依存」「半依存状態」が続くわけであるが、そこに家族関係の変容や子ども同士の間関係の変容が生じてくるわけである。

日本青少年研究所が行った「中学生・高校生の生活と意識」³調査によると、「自分はダメな人間だと思いますか」という設問に対して、「とてもそう思う」「まあそう思う」と回答した中学生が56.0%、高校生が65.8%を占めている。「自分は人並みの能力があると思いますか」という設問についても、「あまりそう思わない」「全く思わない」と答えた中学生高校生ともに45%を超えている。この調査は、日本以外にも中国・アメリカ・韓国でも行われており、他の3ヶ国と比較しても日本の子どもたちは圧倒的にネガティブであることがわかっている。青森県が実施している『青少年の意識に関する調査』⁴においても、「自分のことが好き」という設問に対して肯定的な回答は中学生・高校生ともに約半数なのである。

<表1 自分が「好き」「どちらかといえば好き」の合計>

校種別	性別	平成10年度		平成20年度		平成22年度		平成24年度	
小学生	男子	81%		86	75%	79	73%	75	69%
	女子			63		66		62	
中学生	男子	65%		62	51%	63	54%	69	61%
	女子			39		45		53	
高校生	男子	56%		50	46%	54	51%	56	51%
	女子			42		48		46	

※平成10年度は男女別なし

これに関連して、自分の「性格・外見・成績」「友だち・家族・先生」に満足しているかという質問項目から、他者についての満足度が高く肯定的である一方で、自分への満足度は低い傾向にある。つまり、自己肯定感の低さは顕著なのである。

<表2 自分の「性格・外見・成績」「友達・家族・先生」に「とても満足している」「どちらかといえば満足している」の合計>

校種別	性別	自分のこと			他者のこと		
		性格	外見	成績	友達	家族	先生
小学生	男子	64%	52%	57%	88%	92%	73%
	女子	55%	39%	50%	81%	88%	75%
中学生	男子	67%	47%	30%	83%	85%	79%
	女子	49%	30%	24%	76%	83%	77%
高校生	男子	49%	29%	30%	82%	85%	65%
	女子	32%	18%	30%	75%	82%	66%

社会の変容が及ぼす子ども・若者の変容について、とりわけ「自己肯定感」の低下は、彼らの人間関係にも大きな影響を及ぼしている。これについては、さまざまな先行研究にて論じられており、その一例として、土井隆義は、人間関係が希薄化しているようにも見えるが、はるかに高度で繊細な気配りを伴った関係を営んでいるため、親密な人間関係の範囲を狭め、他の人間関係への乗り換えも困難にさせているため、現在の人間関係だけを絶対視してしまい、他の人間関係のあり方と比較して相対することができないのではないかと述べている⁵。

この点は、本調査においても裏付けられており、学校中退の時期は1年生時が圧倒的に多く57.9%を占め、その理由として「人間関係がうまくいかなかったから」が31.6%と一番多い。(本調査 本人編 問5-1、問5-2より)

これと関連して、日常生活や就職活動に関連した悩みについても、「人とのコミュニケーションがうまくとれない」ことを感じている人が43.0%もおり、いじめ体験などによる対人関係への恐怖感や就職活動などの失敗体験がきっかけとなっていることがわかる。その時期が、16歳と20歳と答えた人が圧倒的に多いことから、ライフサイクルの節目の時の失敗体験が大きな要因であることがわかる。

以上のことから、人間関係づくりとライフサイクルの節目時のサポートのあり方に注目していくことが必要なのではないだろうか。

(本調査 本人編 問10、問12、問14より)

4 教育と福祉と文化の領域をつなぐ視点の必要性 —まとめにかえて—

以上のように、子ども・若者が人間関係での失敗体験がその後大きな影響を与えていることがわかる。その対応として、学校と地域の公的機関、民間機関との連携・協力体制の構築が重要となってくる。本調査においても、これら3者を対象に調査を実施している。これをみると、学校側の特徴としては「連携・協力している支援機関」として、県総合学校教育センターの教育相談を圧倒的に挙げている。次いで県教委のスクールカウンセラー

派遣事業、近隣の養護学校を挙げている。残念ながら児童相談所や児童福祉施設、精神保健福祉センターなどの福祉機関、そのほかにある地域のさまざまな機関との連携は数少ない。ある意味やむを得ないことではあると理解しつつも、学校現場は、学校教育の範疇を超えたつながりが乏しいのがわかる。

家庭・学校・地域社会の連携については、これまでもさまざまな場面で、その重要性が語られている。近年では、「教育再生」を唱えていた第一次安倍内閣によって、2006年12月に半ば強行的に教育基本法が改正され、第13条に「学校・家庭及び地域住民の相互の連携協力」が加えられた。それを踏まえ「放課後子どもプラン」の制定や「学校支援地域本部事業」、「地域教育支援プラットフォーム」など数々の政策・施策が立案されている。

連携とは、両者が持っている機能や資源を相互に補完しあうものであり、子ども・若者の育ちを保障するという観点に立つならば、教育活動における人的資源や情報の共有・相互活用というレベルでの連携論に留めておくのではなく、教育と福祉と文化の領域を統一的に捉えていく視点を構築していく必要があると考えている。

教育と福祉が統一的視点にたった先駆的な取り組みを紹介したい。東京都荒川区では従来から子育て支援や教育施策に積極的ではあったが、複雑な要因が絡み合った子どもの貧困・社会的排除問題に取り組むべく、荒川区民総幸福度の実践研究を全国の自治体に先駆けて取り組んでいる。その一つに、スクールソーシャルワーカーの導入が挙げられる。スクールソーシャルワーカーをしている山田恵子は、とりわけ家庭問題や不登校についての相談に応じていくなかで、可視化されにくい貧困を見つけ出していくことの必要性を唱えるとともに、学習権保障（教育）と生存権保障（福祉）をより接続した関係づくりをしていくことを唱えている⁶。

それに関連して、北宮千秋は、保健師として関わった母子保健の実践で感じた課題をもとに、障がいや重度の疾病を抱える子どもと保護者が抱える生活課題を丹念に調査している。その調査では、保護者が医療機関をはじめ学校や保育所、保健所、児童相談所、市町村の福祉担当窓口などとの連絡調整・手続き、通院などを一手に引き受けていることと、それをやりこなすための極度のプレッシャーに置かれているという実態を明らかにした。その上で北宮は、介護保険におけるケアマネージャーのようにコーディネートする人材を母子保健・児童福祉、ひいては育児支援においても配置が必要であることを提起している⁷。

子ども・若者の自立支援に関する問題は、その多くが社会変容に伴う「貧困」や「社会的排除」、あるいは親密な人間関係の範囲が狭いがゆえの、失敗からの克服困難にあると言える。紙幅の関係上詳しくは延べられないが、幼児期から地域を舞台に「遊び」を通じた共有体験が、自己肯定感の向上や多様な人間関係づくりに影響している⁸。筆者の最近の調査では、子どもたちにとって、家族以外の年上の人（大人）を「準拠者」（生き方のモデル）として見ており、概ね小学校高学年から中学生の時期に影響を受けていることがわかってきた。ここでいう「準拠者」とは、地域社会で出逢うさまざまな年上の存在であり、「遊び」を中心にさまざまな活動を通して出逢っているのである。大人の側は、どうしても知

識や技術の習得などを目標に掲げてしまうことが多いが、子どもたちからすると、学校外での遊びを通じた集団遊びや地域の大人との交流は、他者との違いを認識し、葛藤を経て、自分自身の価値観の修正や他人との人間関係を調整する力を培っていく機会であり、「モデル」として大人を求めているのである。

つまり、子ども・若者の自立支援を就業力向上や学力向上という狭い概念にとらわれず、さまざまな「生き方」を多様な層との交流から習得できる場と機会を設けていくことにより「豊かな人間関係」が築けていけるような支援のあり方を教育・福祉・文化の領域が一体となって進めていくことが求められているのである。

【注】

- 1 一例として、児美川孝一郎『権利としてのキャリア教育』、明石出版、2008年。酒井一郎・番匠一雅編『地域で遊んで学ぶ、キャリア教育』国土社、2008年などが挙げられる。
- 2 子ども・若者の性意識の変化、とりわけ性交渉の寛容化については初交年齢などから見出すことができる。ここでは、日本青少年研究所編『「若者の性」白書』、小学館、年を参考にした。
- 3 日本青少年研究所『中学生・高校生の生活と意識調査報告書—日本・米国・中国・韓国の比較』、財団法人日本青少年研究所、2009年
- 4 青森県環境生活部青少年・男女共同参画課『青森県青少年の意識に関する調査』、平成24年度
- 5 土井隆義『友だち地獄—「空気を読む」世代のサバイバル—』筑摩書房、2008年、16～17頁
- 6 山田恵子「スクールソーシャルワークから見える『子どもの貧困・社会的排除問題』」荒川区自治総合研究所編『子どもの未来を守る』三省堂、2011年、78～85頁。荒川区の実践研究については、荒川区自治総合研究所編『あたたかい地域社会を築くための指標—荒川区総幸福度』八千代出版、2010年も参照されたい。
- 7 北宮千秋『要支援親子への支援の「つなぎめをつなぐ」保健師の活動に関する研究—3歳児検診から就学まで』弘前大学大学院地域社会研究科博士論文、2009年
北宮千秋「障害や病気を持つ親の思いから医療と健康のあり方を考える」弘前大学生涯学習教育研究センター生涯学習連続講演会要旨より2010年2月15日開催。
- 8 深作拓郎他編『地域で遊ぶ、地域で育つ子どもたち—遊びを通じた「子育て支援」を考える』、学文社、2012年。

青森県における若者の自立支援に向けた公的・民間支援機関のあり方に関する考察

米 田 大 吉（特定非営利活動法人 プラットフォームあおもり理事長）

1 「若者の自立」に関する現状認識

若者の自立には「定期的で継続的な収入」「自らの能力を発揮する場」「周囲に認められる自己有用感」が不可欠だと思いますが、それは安定した雇用の裏付けと、企業に若者を育成するシステムや育成意識があって、はじめて成り立つものだと思います。

しかしながら、現状の青森県には若者を定期的に採用できる企業が少なく、企業には人材育成ノウハウの蓄積も進んでいません。県内の有効求人倍率は、全国的に見て低い状況が長年固定化しており、他県であれば容易に就職するであろうレベルの新卒学生や若者でも、極めて厳しい就活状況にあります。加えて近年では、企業の非正規雇用志向が拡大し、雇用する側が自社にとって有用な人材だけを選択し、必要な部分にだけ補充採用する傾向もますます強まっているため、25歳以下の若者の非正規雇用率は、すでに50%を超えていると言われています。また、労働力の流動化が年齢の壁を越えて中高年齢者まで広がり、経験を積んだベテランの中途採用市場への参入は、若者の就活にとって強力なライバル出現となっております。このような状況の中で、若者にとっては就職前にすでにきちんと精神的に自立できていなければ、就職という果実をなかなか手にできない、という追い詰められた現実が見えてきます。

少子化が急速に進む青森県では、数少ない若者に、超高齢化時代での地域社会を支える人材に成長してもらうことが大変重要な課題でありながら、その前提条件となる自立支援は後回しにされがちです。うまく社会に適応できない状態のまま若者が社会に出ると、地域社会への貢献はおろか、企業の戦力とならないばかりか、結局早期離職してフリーター化し、場合によってはその後ニート状態となり、将来の生活保護予備軍となってしまう懸念すらあります。この課題には地域社会全体で対応していくことが求められていると思います。

一方で、今回実施されたアンケートの自由記載を見ると、「資格などを安く取れる仕組みがほしい」「高校中退でもきちんと雇用する企業を増やして」「休日も相談対応してほしい」「運転免許を安く取りたい」など、自立できていない若者ほど、深く社会に依存していることが浮き彫りになっていると思います。これを「甘えている」と評価する傾向もゼロではないようですが、支援活動を行っている側としては、「決して甘えではない」と断言できます。自立するためには、支援への依存から脱却することが求められますが、自立できて初めて依存から脱却できる現実もあり、そのむずかしさが表れている気がしてなりません。私たち支援者側には、「若者自らが動きださないと、何も変わらない」という大原則を動かすことなく、柔軟な対応が求められているように思います。

2 若者を支える周囲（親・家族・友人・学校）の課題

若者本人に対するアンケート結果を見ると、自立しようとする若者の1/3強が母親もしくは

友人知人に相談しています。しかしながら、相談された側の半数は専門の相談機関に相談をしたことがなく、必要な知識や情報を持ち合わせないまま、自分だけの知識や経験で判断し対応しているようです。これは、自立支援現場での実感に近い数字であるように思います。

一方で、誰にも相談しない若者が25%もいて、そのうちの67%が「どうせ解決できないから誰にも相談しない」、29%が「悩みをうまく話せない」「何を聞かれるか不安」と答えています。この結果からは、悩みの小さな段階で解決を図ることのむずかしさがわかります。悩みが小さいうちは解決方法が多く、支援機関も対応がしやすいことが多いように感じます。ひとりで、もしくは家族だけで悩みを抱え込まず、若者の変化の兆候を周囲が感じ取って、早めに解決していくことが大切になります。

一義的には、若者の自立はその保護者の責任であろうと思います。若者を安ずるあまり、保護者が過保護的・過干渉的な行動をとったりせず、若者を客観的に見ることも大切になります。逆に、保護者の意識が「子どもの教育や育成は学校に丸投げ」であることが、問題の把握や解決を遅らせる原因になる場合も多いようです。学校の教師にのみ過度の負担・期待をかけるのではなく、家庭や友人関係の中での初期対応が問題解決のカギであることを周知する必要もありそうです。

ここで忘れてはならないのは、相談するだけでは何も変わらないこと、相談後に具体的な行動を起こすことが必要であることを、関係者全員が再認識して対応することが重要だということです。

3 公的支援機関の課題

若者の自立支援事業では一般の就職支援事業と異なり、同一の相談者（クライアント）に対し、同じ担当者が継続的な支援やカウンセリングを行っていくことが必要だと思いますが、公的支援単体では解決が難しいハードルになっています。一番大きな弊害となるのが、単年度予算と、それに伴う担当者の交代です。加えて、事業費に課された数値目標達成のための、いわゆる縄張り意識のようなものもあると思います。生産性や予算の効率性を求めすぎると、本末転倒になる場合もある性格の事業だろうと思います。

公的機関は、単に国の予算配分を担当する機能だけではなく、関係機関の連絡会議のようなシステムを構築することや、その地域社会における若者の自立とはどうあるべきかのグランドデザインを集約すること、適切なリファー先を仲介する機能を持つことなどが、大切な役割になってくると思います。

4 民間支援機関の課題

民間の相談支援機関にも、大きな課題があります。最大の課題は、「若者の自立を促す機関が、経済的に自立できていない」ことです。安定的な継続性の確保のためには、予算や年度を越えた事業推進が大前提なのですが、民間の相談支援事業者の多くは、NPOなど自主財源を持たない組織が多く、活動も設立目的に沿ったものだけという限定的なものになりがちです。

もう一つの大きな課題は、相談者のリファーがうまくいかない場合は、相談者を囲い込みし

てしまい、相談者が多様なアドバイスを受けづらい状況ができてしまうことだと思います。

いずれにしても、この事業において民間支援機関が若者自立支援事業全体の主力になり得るはずもなく、公的機関が果たしえない機能や役割部分の補完的存在です。相談者の置かれている状況が多様化する中、雇用についても多様なチャンネルで対応し、相談者を客観的に把握し評価して、その評価に基づいた支援をしたうえで、必要な場合は適切なリファーマを行うことが求められます。

5 これからの連携の在り方

相談者が相談機関を選ぶ場合、およそ半数がハローワークを選んでいますが、相談者の保護者も相談する場合はまずハローワークを選んでいるようです。しかしながら、相談者の状況によっては、ハローワークでの職業紹介以前にステップを踏まなくてはならない場合も多くあります。

公的機関にも課題や得意不得意分野があり、民間だけの対応でも十分な成果が得られないことを述べてまいりました。相談者の立場に立った継続性のある支援を重視するとき、関係者間の密接な連携は必要不可欠です。

複数の事業をコーディネートする役割、適切なリファーマをコントロールする役割、ナレッジの共有を進める役割、必要な情報を適切に発信する役割を公的機関が担い、民間機関はそれぞれの特性や得意分野を活かした若者自立支援のための個別対応を行うことが、これからの時代に求められる連携の在り方ではないでしょうか。

6 新しい取り組み

従来の自立支援プログラムだけでは、状況の改善に十分ではないことは周知のとおりです。

- ① 中退を防ぐための高校1年からの支援＝中退経験者との座談会など
- ② 中間的就労の仕組みづくり＝インターンシップの高度化など
- ③ 社会人として実社会で失敗することを体験させる＝トライアルショップの開設など
- ④ 軽作業での社会参加＝ボランティア、フリーマーケットなど
- ⑤ 仲間と過ごせる「居場所」づくり＝フリースペースなど
- ⑥ 外部からの刺激・ナナメの関係づくりなど

を組み合わせ、成功事例を作ることが必要になると思います。

7 まとめ

「職業的な自立とは何か」を考えてみると、実は、今の日本は若者にとって不幸な時代なのかもしれません。若者が「働かなくても生きていける」セーフティネットがあり、中学校や高校時代からキャリア支援に関する情報が洪水のように提供されることで「選択肢がありすぎて迷い」、周囲で働いている大人達はみんな疲れて、楽しくなさそうに見える。そんな中で若者にだけ前向きな姿勢を求めることは、少し酷な気がします。

しかしながら、若者がこれからの少子高齢化社会を支える担い手であることは動かしがたい

事実であり、多くの若者が自立できない状況には、大きな危機感を持たざるを得ません。

1. 若者が自らの思い描くキャリアパスを外れた時に、選びなおす選択肢を増やすこと
2. 失敗しても後戻りしてやり直せるしくみや雰囲気为社会全体で作り出すこと
3. 働くこと以外の活動で、社会とのつながりを作りやすくすること

を青森県における若者自立支援のテーマに、公的機関と民間相談支援機関が連携し、それぞれが持つナレッジを共有して、青森県の実情を踏まえた、青森県らしい支援の仕組みを作り出していくことが求められていると思います。